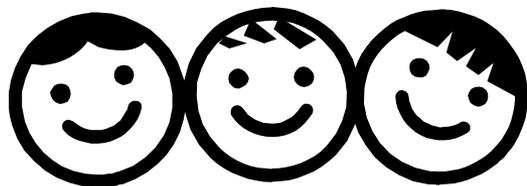


多世代交流ふれあいセンター 男女共同参画フロア “いこ～る”

＊使用の手引き＊

平成31年4月 長岡京市男女共同参画センター



“いこ～る”は、男女共同参画フロア開設準備会（平成21年度に3回実施）でフロアに愛称名をつけようと提案され、開設後初めて開催した運営会議（推進団体で組織）で決定しました。

男女の性別や年齢によって差別が生じることなく、みんなが平等に、という意味が込められています。

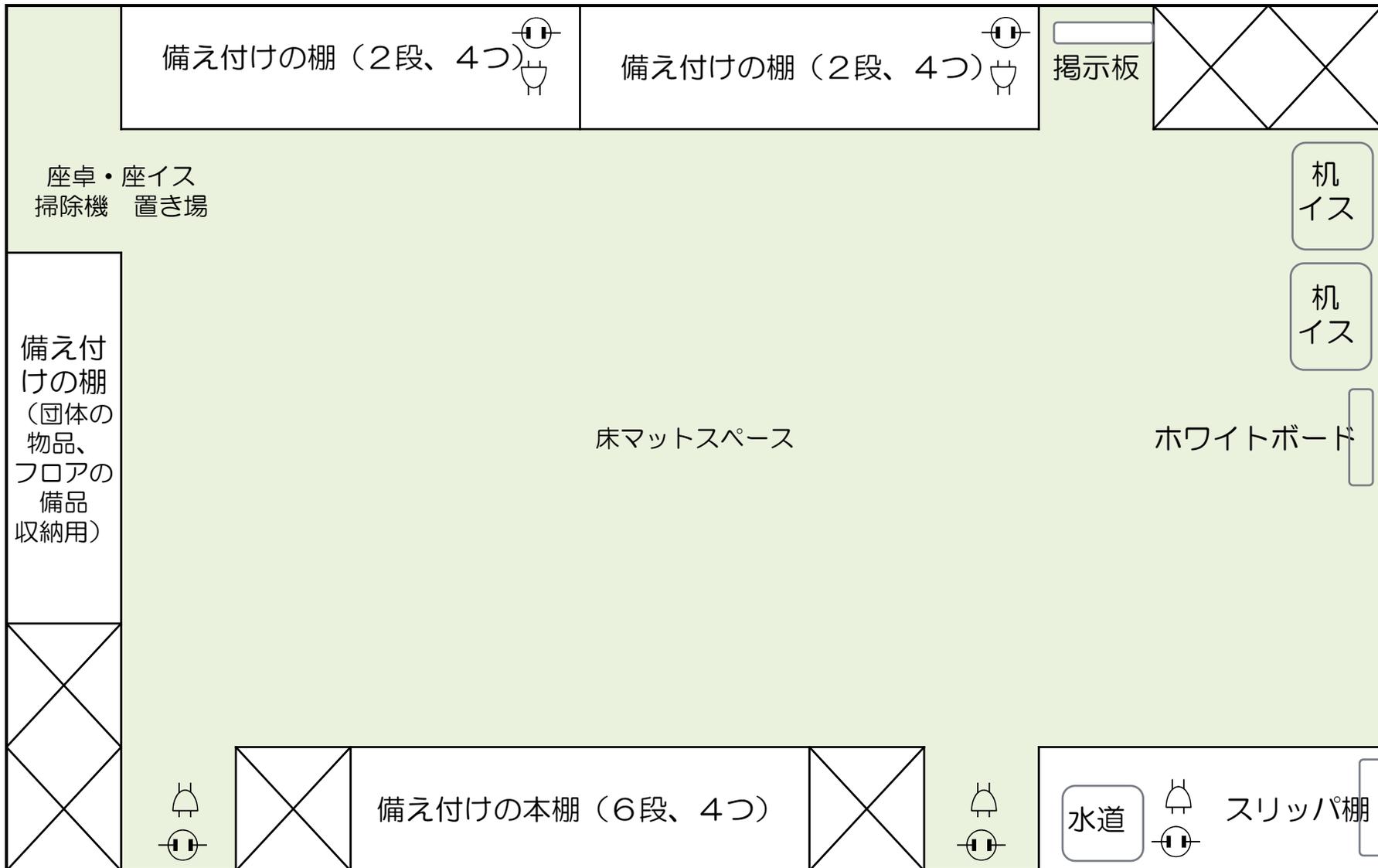
“いこ～る”での活動の様子



男女共同参画フロア “いこ～る” は どんなところ？

- 長岡京市立多世代交流ふれあいセンター（長岡京こらさ）の2階北側の一室です。
- 男女共同参画の啓発（貸出できる関連図書もあります）をしています。
- 男女共同参画を推進する団体の活動や催し、交流の場として、会合・学習・講座・健康づくり体操・親子遊びなどに使えます。
- 使用料は無料です。
- 7m×12m（84m²）で30人程度が入れます。
- 全面床マット敷きのため、スリッパを脱いで使用します。床に座ったり（座卓・座イスもあります）、机とイスを使うこともできます。
- 軽食程度の飲食もできます。





男女共同参画フロア “いこ〜る” 見取図

男女共同参画フロア “いこ～る” は 男女共同参画活動の拠点！

「すべての人が、性別にかかわらず、その人らしくいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会」の実現を目指して、地域活動に男女共同参画の意識が広がっていくことが求められています。



これまでの団体活動に、男女共同参画の視点を入れ、活動をより豊かにしませんか？



* 男女共同参画について、詳しくは次ページ以降をご覧ください。

男女共同参画って？ ～その1～

○「男女共同参画」とは

男女共同参画社会とは、すべての人が、互いに対等な立場で尊重しあい、性別にかかわらず、さまざまな分野への活動に参画する機会が保たれ、共に責任を担い誰もが個性と能力を十分発揮することのできる社会のことです。

「男だから」「女だから」という性別に捉われることでの生きにくさをなくすとともに、性の多様性への理解を深め、「誰もが自分らしく生きる」ことは、多様な生き方の選択の幅を広げることにつながります。

一人ひとりが尊重され、個性や能力を生かし、
活躍することのできる社会は
誰にとっても暮らしやすい社会です

男女共同参画って？

～その2～

○社会構造の変化

少子高齢化が進むなか、年金や医療、介護など社会構造は大きく変化しています。持続可能な社会をつくるためには、性別にかかわらず、すべての人が、共に社会を支え、責任を担っていく必要があります。

○できることから始めよう～！

〈職場〉

- ・女性の政策・方針決定過程への参画を進め、経済活動への創造性を高め、生産性の向上へつなげよう！
- ・働きやすい環境を確保し、働き方の多様化を進めることで、個人の能力を最大限に発揮しよう！

〈家庭〉

- ・個人がお互いに尊重しあい、協力しあうことによって、家族のパートナーシップを強化しよう！
- ・仕事と家庭の両立支援環境が整うことで、家族みんなが協力して、子育てや介護などを担おう！

〈地域〉

- ・ボランティアなどの地域活動へ、積極的に参加し、地域コミュニティを活性化させよう！
- ・さまざまな分野で、すべての人が希望に沿った活動をすることで、一人ひとりが豊かな人生を過ごそう！

* 市の施策（条例・計画）

市では「男女共同参画推進条例」を平成22年10月1日から施行し、取り組みを具体的に進めるため「男女共同参画計画」を作っています。条例や計画は市のホームページでも見ることができます。

使用する団体には要件があります

- ◆使用できる団体は、主として本市で、男女共同参画推進に寄与する活動を行い、次のすべての要件を満たす団体・グループです。
 - (1) 責任者、会則が定められているなど組織団体が明確であること
 - (2) 活動が継続的で、定期的に活動を行っていること
 - (3) 活動の主体が、市民の自発的な意思に基づいて行われるものであること

使用するには承認が必要です

- 申請できるのは、概ね10人以上の団体です。
- 「男女共同参画フロア使用申請書」（別記様式第2号）に、男女共同参画推進に寄与する活動等を記載し、必要書類を添付の上、男女共同参画センターに提出してください。承認書または不承認書を発行します。
- 「推進団体」「賛助団体」の2種類のうち、希望する区分を選びます。
- 承認は、年度ごと（3月末まで）です。毎年度の申請が必要です。
- ◆ 新規の承認は、申請があったときに随時、推進団体に照会の上で行います。

承認団体区分

推進団体とは

- 次のすべてを満たす団体をいいます。
 - (1) 男女共同参画の推進を目的とした活動に取り組む団体（文化サークルや子育てサークルなど会員内の定例活動は含まない）
 - (2) フロアを主な拠点として活動を展開していく団体
 - (3) 安定的に場所の確保を行う必要がある団体
 - (4) 代表者が運営委員会（「運営委員会」のページを参照）の委員となり、フロアの管理運営に携わることができる団体

賛助団体とは

- 推進団体の要件のうち、いずれかを満たさない団体をいいます。
- 男女共同参画の推進に賛同する活動として、関連する事業や研修への参加や協力などをお願いします。

どちらの団体も年度末に活動報告書の提出が必要です

その際には、男女共同参画の視点をどのように活動に反映し、展開できたか自己評価をお願いします

使用申請書の内容に変更が生じたら届け出てください

男女共同参画フロア運営委員会

- 推進団体が、フロアの運営や管理を担っています
- ◆ 運営委員会が行うこと
 - (1) みんなが気持ちよく使用するためのルールづくりを話し合います
 - (2) フロア内の備品の確認や整理整頓、衛生管理などをします
- ◆ 運営会議
 - 日常的な管理運営のほか、運営会議を開催します（代表者の代理出席も可）
 - 運営会議は3箇月ごと（4月、7月、10月、1月）に開催し、男女共同参画センターが招集し幹事をします
 - 運営会議では、会議開催日の5箇月後から3箇月後までの月のフロアの使用申込について調整することができます

使用承認ができない場合



- 公の秩序や善良の風俗を害するおそれがある
 - 政治的活動、宗教的活動、営利目的で使用するおそれがある
 - 集団的、常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になる
 - 建物、附帯設備その他器具等を汚損、破損するおそれがある
 - その他管理上支障がある
- ◆ 使用承認後、このような場合に該当したときは、承認を取り消すこともあります

みんなが気持ちよく使用するために 1

◆フロアのルールがあります

- 他人に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません（喫煙・飲酒・宴会・火気の使用を含む）。ただし、電気ケトルの使用は可とします。
- 許可を得ないで寄付金の募集又は物品の販売等をしてはいけません。
- 施設や備品を使用した後は、「使用チェック表」を用いて各自が掃除、片付けをし、元通りにしましょう（掃除機、ウェットティッシュをご利用ください）
- 備品一覧は“いこ～る”内掲示板に貼っています。収納場所や使い方などを守って、大切に使ってください。
- ごみは各自が持ち帰るよう徹底しましょう（ごみ袋持参。ごみ袋提供BOXも活用してください）
- CDやキーボードの持ち込みは可とします。音や声がフロア外になるべくもれないよう、扉は閉めて他の利用者に配慮してください。
- おもちゃと図書・絵本も含め、“いこ～る”内のすべての備品はフロア外への持ち出しを禁止しています。ただし、図書の貸出（台帳に記載する）は除きます
- 使用時間は厳守し、団体間でトラブルとならないように注意しましょう。
- 使用日時に変更・取消があった場合は、男女共同参画センターに電話し、団体間でトラブルとならないように注意しましょう。

みんなが気持ちよく使用するために 2

◆利用者同士で工夫していることがあります

- 団体のPRチラシ等の配架ができるラックがありますのでご活用ください。
- 忘れ物を入れておくBOXがありますのでご活用ください。
- 乳幼児用の昼寝マットは、衛生上、上にバスタオル（各自持参）を敷いて使用します。使用後は掃除機でごみを取り除いてから片付けましょう。
- 昼寝マットは、利用する団体が自主的に洗濯しています。洗濯に協力できる団体を募集しています。洗濯の段取りは次のとおりです。

- ①活動後、持ち帰るマットを選びます（マットに1～3の番号を振っています）
- ②フロア内掲示板の横にあるホワイトボードに、「持ち帰り団体名」「持ち帰り日」「返却予定日」「マット番号」を記入します。
- ③洗濯後、フロアに返却する日時が決まったら、事前に男女共同参画センターへ連絡します。男女共同参画センターでは、フロアの使用状況をみて調整します。
- ④“いこ～る”の収納棚にマットを返却しホワイトボードに『済』と記入します。

長岡京こらさ内の設備など 1

《駐車場》

- 長岡京こらさ隣接の駐車場が満車になったら光風台駐車場が開放されます。路上駐車は止めましょう。

《湯沸室（1階）》

- いこ～る内には電気ポットを備えていますが、湯沸室（ガスコンロ）を使用したいときは長岡京こらさ事務所へご相談ください。

《ロビーのチラシラック（1階）》

- “いこ～る”内にはチラシの配架ラックを備えていますが、長岡京こらさ1階ロビーにも配架したい場合は、次の手順となります。
 1. 事前に男女共同参画センターまでお見せください（ファクス、メール、持参のいずれかにて）
 2. 確認の上、收受印または確認済の印をして、お返しします。あわせて、長岡京こらさへの連絡を行います。
 3. 各団体で長岡京こらさに直接行って、配架します。

長岡京こらさ内の設備など 2

《子ども交流コーナー（2階）》

- 子どもと保護者（監督者）の遊びや交流スペースとして設置しています。
- 1つの団体で専有してしまわないよう注意する、後片付けをするなど、マナーを守ってご利用ください。
- 事業や活動に伴う託児は、“いこ～る”内での同室託児か、1階の託児室（下記参照）をご利用ください。

《託児室（1階）》

- 利用希望は、“いこ～る”の予約と同時に男女共同参画センターまでお伝えください。
- 長岡京こらさに予約状況を確認し、希望通り利用できない場合のみ、男女共同参画センターから団体へ連絡します。（利用できる場合は連絡いたしません。）

休業日と利用時間

◆休業日

- 祝日の月曜日（振替休日を含む）
- 12月28日から翌年の1月4日まで
- 年に数回、メンテナンスのための作業日があります。

◆利用時間

- 午前9時～午後9時（午後8時45分には退室して下さい）
- フロアの使用は、1時間を1コマの単位とし、ひと月に1団体が使用できる時間は原則として20時間（20コマ）以内です。
- 使用時間には、準備及び後片付けの時間等を含みますので、余裕を持って予約し、退室時間についてもお守りください。

警報発表時の対応

- 午前7時時点で、長岡京市に暴風に伴う警報・特別警報・土砂災害警戒情報又は光風台に避難準備情報が発表 ⇒ 終日閉館
- 開館中に、長岡京市に暴風に伴う警報・特別警報・土砂災害警戒情報又は光風台に避難準備情報が発表 ⇒ 以降、終日閉館
- 開館時間中（9:00～21:00）に解除されても、閉館のままです。
- “いこ～る” 利用中に警報が発令された場合は、長岡京こらさの職員の指示に従い、安全を確保して下さい。
- なお、警報発表に際して、男女共同参画センターから連絡することはありません。
- なお、上記以外の警報（大雨、洪水、大雪）が発表された場合は、原則、通常どおりご利用いただけます。

フロアの使用申込方法

推進団体の場合

- ① 運営会議で、会議開催日の5箇月後から3箇月後までの月のフロアの使用申込について調整することができます
- ② 使用希望日の2箇月前の1日から利用日当日までの先着順です

賛助団体の場合

- 使用希望日の1箇月前の1日から利用日当日までの先着順です
- ◆ 申込後、使用日時等に変更、取消があった場合は、必ず男女共同参画センターに連絡をしてください
- ◆ 毎月末には翌月・翌々月分の予約状況を確認のためお知らせします
- ◆ 特定の団体に無断のキャンセルが頻繁にあった場合は、一定の使用制限をします

男女共同参画センターに申込ください

電話のみ：963-5501

受付時間：月～土（年末年始を除く）の
午前9時から午後5時まで

（日祝日は受付不可）

お問い合わせ先

長岡京市対話推進部 男女共同参画センター

- 電話 : 075-963-5501
- FAX : 075-963-5521
- E-mail : danjo-c@city.nagaokakyo.lg.jp

ただし、以下の場合は、下記へ

- ◆ センター全体の施設・設備管理維持
- ◆ フロアの当日（土日祝日のみ）の取消のみ

長岡京市立多世代交流ふれあいセンター（長岡京こらさ）

- 電話（直通） : 075-955-2100
- FAX（代表） : 075-955-2200